広島市告示第４４４号
令和８年１０月７日

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第５条の６第２項の規定に基づき、次のとおり令和５年３月１４日付け広島市告示第８０号で認定した旨告示した公募設置等計画の変更について認定したので、同条第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

１　認定計画提出者
広島市中区基町２１番３号
広島城アソシエイツ
代表法人　株式会社中国放送
構成法人　株式会社ＲＣＣ文化センター
株式会社ＴＢＳホールディングス
株式会社フジタ
株式会社合人社計画研究所
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
株式会社中国新聞社
株式会社中国四国博報堂
株式会社山下設計
ＮＴＴアーバンバリューサポート株式会社
株式会社シーケィ・テック

２　認定日
令和５年　３月１４日
令和６年　３月２５日
令和６年１０月１６日
令和８年１０月　７日

３　認定の有効期間
令和６年１月１日から令和２５年１２月３１日まで

４　公募対象公園施設の場所
広島市中区基町
中央公園（広島城区域）内（別紙のとおり。）

５　変更の内容
特定公園施設の形状等の変更